

Title	ソ連における「発達した社会主義社会の政治システム」論への一考察 (二・完)
Sub Title	The theory of "Political System of Developed Socialist Society" in the U.S.S.R. (2. End)
Author	上野, 俊彦(Ueno, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.12 (1984. 12) ,p.26- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19841228-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ソ連における「発達した社会主義社会」論への一考察（二・完）

上野俊彦

はじめに

第一章 「発達した社会主義社会」の概念

第一節 理論的前提

第二節 「発達した社会主義社会」の概念の導入

第三節 「発達した社会主義社会」の概念の内容

第二章 ソ連における「政治システム」の概念

第一節 ソ連における「政治システム」の概念の導入

第二節 ソ連における「政治システム」の概念の内容……………以上前号

第三章 「発達した社会主義社会の政治システム」の概念……………以下本号

第一節 ソ連邦憲法における政治システムの基本的枠組

第二節 「発達した社会主義社会の政治システム」の概念をめぐる諸見解

むすび

第三章 「発達した社会主義社会の政治システム」の概念

第一節 ソ連邦憲法における政治システムの基本的枠組

「発達した社会主義社会の政治システム」の概念は、ソ連邦憲法においてその基本的枠組が提示されている。そこでまず最初に、憲法においてこの概念がどのように規定されているかを見ることにしよう。

まず、憲法前文の後半部分、発達した社会主義社会に関する説明の中に、次のような記述がある。「それ〔発達した社会主義社会のこと——引用者〕は、真の民主主義社会であり、その政治システムは、すべての社会的業務の効果的な管理、国家生活への勤労者のよりいっそう積極的な参加、市民の実際的な権利および自由と市民の社会に対する義務および責任との結合、を保障する」。前文において「政治システム」という用語が用いられているのは、この部分だけである。この記述は、その文脈からすると「真の民主主義社会」の内容の説明に重点が置かれていると思われるが、発達した社会主義社会の政治システムの基本的特徴を述べていると解釈することができる。とりわけ、社会的業務の効果的な管理の遂行と勤労者の政治参加の促進は、多くの文献において発達した社会主義社会の政治システムの重要な特徴として定義されている。

憲法の本文においては、ほかならぬ「政治システム」という表題をもつ第一章が、発達した社会主義社会の政治システムの基本的枠組を包括的に提示していると考えられる。この第一章は、第一条から第九条までの九つの条文から成っており、それらの中で社会主義的全人民国家(第一条)、ソ連邦共産党(第六条)、社会団体(第七条)、労働集団(第八条)などの位置づけ、基本的な役割と機能が規定されている。

ところで、「政治システム」という用語は、もちろん旧憲法には使われていなかった用語であるが、この新しい用語を「政治体制」とか「政治制度」と訳すのは、あまり適切ではない。なぜならば、この新憲法の草案作成に貢献したであろう学者たちのあいだでは、前章で見たように、西欧およびアメリカの政治学の一定の影響のもとに「政治システム」の概念の有用性が認められており、そうした学者たちの見解が憲法草案に反映されて「政治システム」という用語が新たに導入されたと考えられるからである。実際、現在のソ連法学界において、憲法第一章の内容がシステム論的に解釈されていることは、よく知られている。たとえば、ソ連の代表的な憲法学者の一人であるトポリン（В.И. Топорин）は、一九八〇年の著作『ソビエト憲法論』において、「新憲法は、政治システム全体の特徴とともに、そのシステムの個々の構成要素の特徴」、すなわち「国家、ソ連邦共産党、社会团体および労働集団の位置、役割および基本的機能を定めている。憲法で使用されている『政治システム』という概念は、言うまでもなく、これらの構成要素を明示するだけでなく、すべての構成要素相互間の関係、それぞれの組織および活動についての諸原則」⁽¹⁰⁾「をも含むものである」と述べているが、こうした解釈が、前章で見たブルラツキーらによる政治システム論の適用であることは明らかである。

それでは次に、政治システムの「個々の構成要素」についての憲法の規定を見てみよう。

まず、社会主義的全人民国家については、その役割ないし基本的機能が、「労働者、農民およびインテリゲンチヤ、すなわち国のすべての民族と準民族の勤労者、の意志と利益を表現すること（第一条）、「法秩序、社会の利益、市民の権利と自由、の擁護を保障すること（第四条）、「共産主義の物質的・技術的基盤の建設、社会主義的な社会的諸関係の改善、その共産主義的な社会的諸関係への改造、共産主義社会にふさわしい人間の育成、勤労者の物質的および文化的な生活水準の向上、国の安全保障、平和の強化および国際協力の発展の促進」（前文）であると規定されている。さらに、その国家権力が「人民代議員ソヴェットをとおして」行使されること（第二条）、その組織と活動の

原則が「民主主義的中央集権制、すなわち上から下までのすべての国家権力機関の選挙、それらの人民に対する報告義務、下級機関に対する上級機関の強制」であること(第三条)、その活動の基礎が「社会主義的適法性」であること(第四条)などが規定されている。

ソ連邦共産党については、それが「ソヴェート社会の指導的かつ先導的な勢力、その政治システムおよび国家組織と社会団体の中核」であることがまず規定されている(第六条第一項)。この規定は、ソヴェート社会およびその政治システムにおける共産党の位置を明らかにしたものであり、共産党が国家組織や社会団体とともに政治システムに含まれている組織の一つであること、しかし他方で共産党が他の諸組織に対して指導的な地位にあることを示したものである。次に、ソ連邦共産党の役割ないし基本的機能が、「社会の発展の総合的な展望およびソ連の内外政策の路線を決定し、ソヴェート人民の偉大な創造的活動を指導し、共産主義の勝利のためのソヴェート人民の闘争に計画的で科学的に根拠づけられた性格を与える」ことであると規定されている(第六条第二項)。また別のところでは、ソ連邦共産党が人民代議員ソヴェートの「代議員候補者を推薦する権利」をもっていることが規定されている(第百条)。そしてさらに、「すべての党組織は、ソ連邦憲法の枠内において活動する」ことが規定されている(第六条第三項)。この第六条第三項の規定は、草案にはなかったものであり、草案の審議の過程で挿入されたものであるが、きわめて興味ぶかい規定であると言える。一九八二年にモスクワの政治文献出版社から出版された『ソ連邦憲法。政治的・法的コメンタール』によれば、「第六条第三項の規定は、党組織が、第一に、国家機関を代行してはならないこと、第二に、憲法およびそれにもとづいて採択された法律に違反してはならないこと、を意味している」のであり、したがって、「社会主義的適法性の原則は、完全に、共産党にも適用される」のである。とはいえ、共産党の指導的地位が憲法において確認されている以上、ソ連社会における共産党の優位性は依然として揺るぎなきものであることは間違いない。しかし、かつて共産党は、一九三六年憲法においてわずかに団結権(第百二十六条)とソヴェート代議員選挙の

際の候補者指名権(第四百十一条)に関連して言及されていたにすぎない、いわば超法規的存在であった。それに対して、現行憲法のもとでは、ソ連邦共産党は憲法によって規制される場所の制度的枠組の中に組み込まれているのである。憲法においてその指導的地位が明記されたことをもって共産党の地位がより高められたと考えることも可能ではあるが、他方で、科学アカデミー・国家・法研究所憲法(国家法)部によって執筆された一九七八年の論文「ソヴェート国家機構の発展の弁証法とソ連邦憲法」が、「党の決定それ自体は、ソヴェート憲法の枠内において、ソヴェート機関をとおして実行されなければならない」というレーニン時代の一九一九年の党綱領の規定を想起し、それによって現行憲法を解釈することを主張している以上、現行憲法の第六条第三項の規定は、むしろ、将来において共産党に対する一定の制約が加えられる可能性があることを暗黙のうちに示唆しているとも考えられるのである。

社会団体については、その役割ないし基本的機能として、「国家のおよび社会的な業務の管理、政治的、経済的および社会・文化的な諸問題の解決、に参加する」ことが規定されている(第七条)。また別のところで、社会団体は、「その規約の定める任務の実現に必要な財産」を所有できること(第十条)、「社会的消費ファンド」の増大およびその公正な配分」に「参加」すること(第二十三条)、人民代議員ソヴェートの「代議員候補者を推薦する権利」をもっていること(第百条)、「選挙管理委員会」にその「代表」を送ること(第百一条)、「その全連邦的機関をとおして法案発議権をもつ」こと(第百十三条)などが規定されている。このように、社会団体の役割の増大は、憲法の諸規定によっても裏つけられている。

労働集団についても、同様に、きわめて広範な役割ないし基本的機能をもつものとして規定されている。すなわち、「労働集団は、国家のおよび社会的な業務の審議と決定に、生産と社会的発展の計画化に、カードルの養成と配置に、企業と施設の管理、労働条件と生活条件の改善、生産の発展ならびに社会・文化的施策と物質的報償にあてられた資金の利用、などの問題の審議と決定に、参加する」こと、および「社会主義競争を發展させ、作業の先進的方法の普

及および労働規律の強化を促進し、共産主義的道徳の精神でその構成員を教育し、彼らの政治意識、文化および職業的技能の向上について配慮する」ことが規定されている(第八条)。また別のところで、社会团体と同様に労働集団も、「社会的消費フォンド」の増大およびその公正な配分」に「参加」すること(第二十三条)、人民代議員ソヴェートの「代議員候補者を推薦する権利」をもっていること(第百条)、「選挙管理委員会」に「代表」を送ること(第百一条)などが規定されている。なお、労働集団に関するより詳細な規定が、一九八三年六月一七日に第一〇期ソ連邦最高ソヴェート第八会期において採択された「労働集団および企業、施設、団体の管理におけるその役割の向上に関するソ連邦の法律」、いわゆる「労働集団法」によってなされている。この法律は、以前からその定義をめぐって議論のあった「労働集団」の概念を「国営および公営の企業、施設、団体、コルホーズ、その他の協同組合組織において共同の労働を行なうすべての働く者の連合体」と定義し(第一条)、憲法に規定されている以外の労働集団の機能として、「地域の総合的な経済的・社会的発展に関する、また当該地方ソヴェートの権限に属する他の諸問題に関する提案」を行なうこと(第三条)、「人民裁判官候補者を推薦する」こと、および「人民代議員ソヴェート代議員や人民裁判官のリコールを提起」できること(以上第五条)などを新たに規定している。さらにこの法律は、憲法に規定されている経済的領域における労働集団の役割ないし機能をより具体的に規定し、企業の経営管理におけるきわめて大きな権限を労働集団に与えている。

以上のような諸組織によって構成される政治システムの発展の基本的方向が、憲法第九条において、「社会主義的民主主義のさらなる展開、すなわち国家と社会の業務の管理への市民のよりいっそう広範な参加、国家装置の改善、社会团体の積極性の向上、人民監督の強化、国家生活と社会生活の法的基礎の強化、公開の拡大、世論の不断の配慮」であると規定されている。

ソ連邦憲法によって与えられた発達した社会主義社会の政治システムの基本的枠組は、以上のようなものである。

これらは、あくまでも基本的枠組であってそれ以上のもではない。「ソヴェート社会の発展」に関する深い研究は本質的に重要である⁽¹¹⁾、「社会の政治生活の事象をもっと深く大胆に分析しなければならない⁽¹²⁾」といった共産党指導部の要請をも反映して、ソ連の政治研究者たちは、憲法によって与えられたこれらの基本的枠組をふまえて、「発達した社会主義社会の政治システム」の概念のさらなる精緻化をすすめ、あるいはそれらをめぐる種々の見解を表明している。それらについては、次節において検討される。

第二節 「発達した社会主義社会の政治システム」の概念をめぐる諸見解

政治理論研究に従事するソ連の研究者たちの多くは、近年、こぞって「発達した社会主義社会の政治システム」の概念をその研究の理論的な枠組として受け入れ、その概念のさらなる理論的精緻化と発展を推し進めてきた。ここでは、それらの中の主要な見解のいくつかを採り上げ、ソ連におけるこの概念をめぐる研究の動向を探ってみたい。

1

イリインスキーとチュエルノゴロフキンは、前掲の一九七七年の共同論文において、まず「社会主義の政治システム」を、「政治権力を組織し機能させ、政治的指導を行ない、社会主義社会を管理する、相互に連関し作用しあう諸手段の複雑な複合体」、「労働者階級を先頭とする勤労者の権力を体现し、社会進歩の差し迫った課題を首尾よく解決することを保障すべき使命をもった、政治制度と政治的諸関係の統一的なシステム」、「内的な統一、機能遂行の調整および調和的發展を特徴とし、マルクス・レーニン主義政党を先頭とする労働者階級によって指導される人民の強固な社会・政治的統一を反映する統一的な有機体」であると定義している⁽¹³⁾。そして、その「社会主義の政治システム」は、「発達した社会主義社会の建設とともに」、「労働者階級の指導的役割をともなう権力の全人民的性格を体现することになると述べている⁽¹⁴⁾。ここでは、「資本主義の政治システム」に対する「社会主義の政治システム」の特徴が、

労働者階級に指導される勤労人民の権力の体現に、そしてまた、社会主義の政治システムの下位概念としての発達した社会主義社会の政治システムの特徴が、その権力の全人民的性格に、それぞれ求められていると言えよう。またイリンスキーは、一九八二年の論文「ソヴェート社会の政治システムとその発展の基本的諸段階」では、同様の特徴づけを行ないながら、社会主義の政治システムを端的に「社会主義的人民権力のメカニズム」と定義している⁽¹⁵⁾。この定義は、シェフツォフ (B.C. Шейфов) の一九八〇年の論文「ソヴェート社会の政治システムの本質と発展の基本的方向」にも見られる⁽¹⁶⁾。こうした定義は、新しいシステム論的観点を導入しながらも、明らかに、いかなる階級が政治権力を掌握しているのかという問題を決定的に重視する伝統的なマルクス・レーニン主義的政治観を色濃く反映していると言えよう。

ケリモフ (Л.А. Керимов) は、一九七九年の著作『ソ連邦憲法と政治・法理論の発展』において、「社会主義の政治システムの本質は、共産党の指導のもとで、マルクス・レーニン主義の科学、政治的経験および政治文化にもとづいて、有機的に相互連関する(統合されている) 国家机关、社会团体および労働集団の複合体によって実行される共産主義建設の政策と実践の統一である」と述べている⁽¹⁷⁾。また、デニソフらは、前掲の一九八一年の共同報告において、「(イ)ソヴェート社会の政治システムは、政治的諸関係をとり結んでいる全人民国家、ソ連邦共産党、社会团体を統一するものである。(ロ)政治システムは、その中に、国家、社会团体、人民、諸民族、諸階級、個人を含んでいる。(ハ)政治システムは、政治権力を組織し機能させ、また、社会主義社会を指導し管理する、相互に連関する諸手段の複合体である」と定義している⁽¹⁸⁾。また、前掲の一九八二年の『ソ連邦憲法。政治的・法的コメンタール』は、「ソヴェート社会の政治システムは、その業務の管理を行なう諸組織の複合体である。政治システムには、このシステムの中核であるソ連邦共産党、全人民的組織であり共産主義建設の主要な道具であるソヴェート国家、社会团体、労働集団、社会的自主活動機関が含まれる」と述べている⁽¹⁹⁾。これらの定義は、明らかに、憲法の諸規定を踏まえているが、他方、

権力論的な色合いは希薄になっている。

以上のような一般的な特徴を明らかにした定義に加えて、さらに歴史的視点からの定義づけも行なわれている。たとえばスミルノフは、前掲の一九八二年の論文において、「歴史的に先行する（搾取的）システムからソヴェート政治システムを区別するものは、後者の究極の目標が、階級なき非政治的な共産主義社会の建設であるということである」と述べている⁽¹⁰⁾。また、前掲のイリインスキーとチェルノゴロフキンの一九七七年の共同論文やイリインスキーの一九八二年の論文においては、「社会主義の政治システムは、社会の政治システムの最高の歴史的形態である」と述べられている⁽¹¹⁾。この規定は、社会主義よりも高次の段階である共産主義の社会には政治システムが存在しないということを意味している。このことは、彼らにとっては当然のことである。なぜならば、「階級なき非政治的な」共産主義社会には、政治システムは論理的に存在しえないからである。したがって、逆に言えば、前掲の『ソ連邦憲法。政治的・法的コメンタール』が述べているように、現在のソ連社会に存在する「諸組織と諸機関の複合体が政治システムと呼ばれるのは、第一に、わが社会において依然として諸階級、諸社会集団、諸民族が存在し、それらの相互関係の調整の問題が残されているゆえに、第二に、国際舞台において熾烈な階級闘争が続いているゆえに、現在の条件のもとでは、ソヴェート社会の業務の管理が基本的に政治的な性格をもっているからである」ということになる⁽¹²⁾。要するに彼らに従えば、政治システムは、歴史貫通的なものではなく、歴史的なものであり、あらゆる社会に存在するわけではない、ということになる。

(二)

トボルニンは、前掲の一九八〇年の著作において、「新憲法の条項の解釈から、政治システムの基本的機能をほぼ次のように言うことができる」と述べて、(イ)「社会の利害と要求とを抽出し調整すること、社会発展の基本的目標と課題を設定すること」、(ロ)「綱領が予定している発展計画の遂行のために、社会の全エネルギーを統合すること、社

会、文化および経済の建設を組織すること、計画的かつ効率的にこの社会を発展させる条件を保障すること」、(イ)「全人民の財産ならびに物質的および精神的な獲得物の分配をすること」をあげている。⁽²⁰⁾また、ケリモフとユジコフ(П. И. Южиков)は、一九八一年の共同論文「ソヴェート社会の政治システム。概念、構造、機能」において、その機能として、(イ)「ソヴェート人民の意志の集約と反映」、(ロ)「共産主義建設の任務への勤労者の動員」、(ハ)「客観的法則の科学的認識にもとづく、社会の発展に対する目的指向的・組織的な影響とその作用のメカニズムの創造的利用の実現(管理的機能)」をあげている。⁽²¹⁾さらにデニソフらは、前掲の一九八一年の共同報告において、「ソヴェート社会の政治システム」の機能として、(イ)「すべての社会的業務」の管理の道具として、①社会システムの経済的、社会的、政治的、イデオロギー的な構造の再生産、②発展の保障、③国内治安と対外的防衛の保障、④社会の他のシステムとの相互作用の保障、などの課題の解決を保障すること、(ロ)「社会的共産主義的自治への漸進的移行を保障する現実的諸前提の創出と発展」、(ハ)「国家生活への勤労者の積極的な参加の保障」、(ニ)「市民の実際的な権利および自由と市民の社会に対する義務および責任との結合の保障」をあげている。⁽²²⁾

発達した社会主義社会の政治システムの基本的機能についての以上のような説明は、いずれも憲法の諸規定を踏まえたものであり、したがって、トボルニンが「社会の利害と要求とを抽出し調整すること」を、またケリモフとユジコフが「人民の意志の集約と反映」を、それぞれ、その機能の第一にあげたのも、憲法が社会主義的全人民国家を「勤労者の意志と利益を表現する」ものとし(第一巻)、また「世論の不断の配慮」をとくに指摘している(第九巻)ことからすれば、当然のことと言える。他方、またそのことは、第一章で明らかにしたソ連社会において利益の多様化が進行していることに対する政治指導部の認識や、あるいは第二章でふれた政治指導部によって繰り返し主張されている世論研究の必要性の議論と照応するものであるとも言えるのである。また、デニソフらが「社会的共産主義的自治への漸進的移行を保障する現実的諸前提の創出と発展」をその機能の一つとしてあげたのは、憲法がその前文にお

いて「ソヴェート国家の最高の目的は、社会的共産主義的自治が発達している階級なき共産主義社会の建設である」と規定していることにもとづいていると考えられるが、デニソフらの指摘は、「社会的共産主義的自治」をたんに「国家の最高の目的」として設定するのではなく、それへの「漸進的移行」を「現実的」課題として設定しているという点で憲法の規定をさらに前進させたものとなっている。このことは、第一章で述べたように、ブレジネフが発達した社会主義社会の発展の漸進性と長期性を強調することによってフルシチョフの共産主義建設の楽観的展望を暗黙のうちに否定している一方で、「社会的共産主義的自治への漸進的移行」を再び現実的な課題へとすえようとする考えも依然として存在していることを示唆していると考えられよう。

(三)

発達した社会主義社会の政治システムの基本的構成要素は、第二章で見た一般論としての政治システムのそれと基本的には同様である。したがって、研究者によって多少の見解の相違はあるものの、(イ)政治構造あるいは政治的組織（もしくは政治制度）、(ロ)政治的・法的規範（もしくは社会的・政治的規範）、(ハ)政治的諸関係、(ニ)政治意識および政治文化（もしくは政治思想および政治的意見、もしくは政治的イデオロギー）、(ホ)コミュニケーション・システム、(ヘ)組織と機能遂行の原則、などに分類される。⁽¹²⁸⁾

しかし、これらの基本的構成要素が具体的に何をさしているかということになると必ずしも明確でないものもある。たとえば、(イ)政治構造あるいは政治的組織は、一般に、社会主義的全国人民国家、ソ連邦共産党、社会団体、労働集団をさすと考えられているが、ブルラツキーは、前掲の一九七八年の著作で、ソ連邦共産党、人民代議員ソヴェート、行政機関と司法機関、経済機関、社会団体、社会・政治的な出版および報道機関をあげている。⁽¹²⁹⁾ブルラツキーは、コミュニケーション・システムを基本的構成要素の一つとして分類していないので、出版・報道機関を政治構造に含めたのであらうと思われる。また、シャフナザロフとブルラツキーの前掲の一九八〇年の共同論文では、「政治システ

ムの主要な構成要素の機能、政治的諸関係の特徴を規定する原則は、民主主義的中央集権制、共産党による社会の指導、社会主義的適法性、社会主義的連邦制である」と述べられているが、それが前記分類の(ハ)組織と機能遂行の原則に該当するかどうかは明確ではない。なぜなら、シャフナザロフとブルラツキーのこの共同論文は、基本的構成要素として「組織の機能遂行の原則」なるものをあげていないし、他方、これを構成要素の一つとしてあげたマノフ(Manof)の一九七九年の論文「発達した社会主義の政治システムの基本的諸特徴」には、その具体例が明示されていないからである。⁽¹⁰⁾

(四)

発達した社会主義社会の政治システムにおいては、一般に、共産党の役割がさらに増大すると考えられているが、もちろん、共産党の役割の増大だけがもっぱら強調されているわけではない。たとえば、コシツインは、一九七七年の論文「発達した社会主義の人民権力」において、「党の指導的役割の増大、ソヴェート、労働組合、コムソモールの役割の向上、勤労者の創造的なイニシアチヴと積極性の強化は、発達した社会主義の政治システムの根本的に民主主義的な性格を反映する相互に結びついた過程なのである」と指摘している⁽¹¹⁾。しかしながら、そのすぐあとでコシツインが、「民主主義と社会的イニシアチヴの形態が広範で多様なものになればなるほど社会の革命的前衛である共産党の指導的かつ先導的な役割は増大する」と述べているように、ソヴェートや社会団体の役割の向上、勤労者のイニシアチヴと積極性の強化が、共産党の指導的役割をさらにいっそう増大させるのである。なぜならば、チホミロフ(O. A. Tikhomirov)が一九七七年の論文「社会主義的国家機構の民主主義的基礎の発展」の中で指摘しているように、「社会の社会的指導者としての共産党の重要な機能は、数多くの国家機関や社会団体の活動を調整し、共通の目的すなわち共産主義社会の建設の達成のためにそれらの努力を統合することである」からである⁽¹²⁾。イリインスキーは、一九七七年の論文「発達した社会主義社会の政治システムにおける共産党」の中で、発達した社会主義社会の段階にお

いて共産党の役割が増大する理由をさらに詳しく、次のように説明している。「党の役割が増大するのは、社会改造の規模が拡大し、その諸課題が複雑化し、科学・技術革命の展開の条件のもとで指導のレベルに対する要求が高まり、大衆の創造的な積極性がさらに向上し、社会主義的民主主義が発展し、科学的共産主義の理論およびその創造的発展とプロパガンダの意義が増し、勤労者の共産主義的教育がさかんになるからである。また、対外政治上の諸要因すなわち現代の社会生活における国際関係の役割の増大からも、党の役割は高まることになる」⁽¹⁵⁾。こうした共産党の指導的役割は、実際には、その「カードル政策」を通じて遂行されることになる。イリインスキーのこの論文によると、この「カードル政策」とは、すなわち、「人民の利益にかなう党の政策の遂行のための闘争の前衛に立つ優秀な働き手を国家機関や社会団体の指導的地位に推薦すること、および「指導的カードルを注意ぶかく養成し教育するとともに、彼らの準備教育の改善ならびに彼らの思想的・理論的および実務的な水準の向上のための措置をとる」ことである⁽¹⁶⁾。要するに、国家機関や社会団体などの指導的地位に登用された実務的にも思想的にもよく訓練され教育された党員を通じて、共産党の指導が行なわれるというわけである。

ところで、こうした共産党の指導的役割に関する議論においてしばしば言及される問題の一つに、国家組織および社会団体の機能の党による「代行」(тождество)あるいは(同質性)の問題がある。この問題については、前掲の一九八二年の『ソ連邦憲法。政治的・法的コメンタール』も、前節で引用したように、憲法第六条第三項の規定に関連して言及しているが、より早くは、レベジェフ(M. I. Lebedev)が、一九七〇年の論文「民主主義の政治システムにおける党」の中で次のように論じていた。すなわちレベジェフは、「大衆的な社会団体や国家組織に対する党の指導の特殊性は、党はそれらをまさに指導するのであって、それらを代行するのではないということである」と指摘し、「党機関は、行政ならびに経済の諸機関および諸組織を代行してはならないし、党機関の機能と他の機関の機能との混同や活動における代行を許してはならない」というブルガリア共産党の規約を引証している⁽¹⁷⁾。さらにレベジェフは、

一九二二年のロシア共産党(ボ)第一回大会の政治報告に関連するレーニンの文書を想起しながら、「党が『代行』との闘争に何度でも立ち返らなければならない」理由として、「国家機関と経済機関の活動の不完全さ、社会団体の機関によるその社会的使命の遂行の不十分さ、勤労者の創造的イニシアチヴと積極性が十分に発揮されていないこと」をあげるとともに、さらに「時には、それは、地方党機関の活動における逸脱にも関係している」と指摘している⁽¹⁷⁾。また、ウクライニェツ(П.И. Укряинец)は、一九二六年の著作『党の指導と国家管理』において、「代行」の問題が起る「主体的」理由として、党装置および国家装置の幹部職員がそれらのおのの制度に適合した機能を理解していないという事実を、また、その「客体的」理由として、国家および経済の構造的欠陥すなわち政治的業務と経済的業務との境界に関連する問題を、それぞれ指摘するとともに、その解決策として、よく訓練され教育された地方幹部職員の配置を主張している⁽¹⁸⁾。さらに、イリインスキーは、前掲の一九二七年の論文において、「ソヴェート社会における共産党の指導的役割が憲法の中で確認されているとはいえず、そのことは、党が社会主義の政治的組織の他の構成要素を『命令することや、まして、それらを代行することを決して意味するものではない』と述べ、レベジェフと同様にレーニンの一九二二年の文書を引証しながら、「マルクス・レーニン主義者は、党の機能と党に指導される社会の政治的組織の構成要素の機能とを明確に区別すべきことを重視する」と指摘している⁽¹⁹⁾。そしてさらにイリインスキーは、次のように続ける。「党が国家機関や社会団体の代行をしてはならないとあらかじめ警告するのは、そんなことをすれば国家機関や社会団体の役割と責任が軽んじられ、それらのイニシアチヴや積極性が抑制されるからだけではない。こうした代行が行なわれるならば、結局は、党それ自身の指導的役割が弱められてしまう。なぜなら、党が国家機関や社会団体の活動を負担しない場合に初めて、党が政治的指導者の役割を果せることは、きわめて明白であるからである」⁽²⁰⁾。このように述べたあとイリインスキーは、「党組織は、ソヴェート、労働組合、協同組合およびその他の勤労者の社会団体を代行してはならないし、党機関の機能とその他の機関の機能との混同、活動における不

必要な重複は許されない」というソ連邦共産党規約第四十二条第三項の規定を引用している。⁽¹⁴⁾

このように、しばしば「代行」の問題が論じられているということは、もちろんこれらの議論がたんに「あらかじめ警告する」ためになされているとは考えられない以上、現にこの問題が起きており、それが党および国家機関や社会団体の職務の遂行の妨げになっているということも推測させる。共産党の役割の増大はソ連国内の他の諸組織の党による代行へと進むだろうといったような外部からの観測は、代行はかえって党の機能を低下させるという内部の認識からすると、いささか単純すぎる見方ということになる。

最後に、共産党の機能として、指導的役割とは別の機能をあげている興味ぶかい見解を紹介しておこう。すなわちスミルノフは、前掲の一九八二年の論文において、国家組織、社会団体、労働集団の利益表出の機能を指摘したあと次のように述べているのである。「ソ連邦共産党もまた、ソヴェート社会における政治的、社会・経済的およびその他の利益の集約、調整、表出、実現の主要な道具である」⁽¹⁵⁾。

(四)

発達した社会主義社会の政治システムにおいては、国家の役割も増大すると主張されており、このことは、第一章で述べたように、同じ「全人民国家」の概念を用いながらもフルンチョフの全人民国家論とは著しく異なっている。

国家の役割の増大は、第一章で見たように、主として経済の分野におけるその重要性の増大として論じられるが、もちろんそれだけではない。コシツインの一九七八年の論文「全人民国家。共産主義建設の道具としてのその役割の増大」によると、発達した社会主義社会の国家は、経済の分野だけでなく、社会・文化的な領域や政治の分野においてもその役割を増大させるという。すなわち、「社会の社会・文化的発展の分野」における「新しい重大な諸問題」の「解決もまた、社会主義国家の積極的で多面的な活動なしには不可能であ」り、「この分野での国家の役割は、とくに増大する」。「政治生活の分野では、全人民国家の役割の増大は、何よりもまず社会主義的民主主義のさらなる展開と、

ますます広範な勤労大衆が国家のおよび社会的な業務の解決への参加に引き入れられることに現われている。このように述べたあとさらにコンツィンは、「社会主義国家は、わが国において共産主義を首尾よく建設するために有利な対外政治条件を保障する主要な道具である」と指摘し、最後に、「全人民国家は、社会主義的な社会的諸関係の共産主義的な社会的諸関係への改造と、社会主義的国家機構の社会的共産主義的自治への成長転化のための条件を準備する」と述べている。⁽¹⁶⁾

右のような見解は、一見してわかるとおり、憲法の規定を踏まえたものであり、現在のソ連における最も代表的な見解の一つである。このような国家の役割の増大の主張がブレジネフ期を通じて一貫して行なわれている一方で、前述したように「社会的共産主義的自治への漸進的移行」を「現実的」課題として論じたデニソフらが、同じくその共同報告の中で、「一定の社会的条件のもとで国家が非政治的組織へと合法的に変化するというレーニンの思想が推し進められなければならないであろう」と主張していることも指摘しておくかなければなるまい。

六

ソ連邦憲法第九条において、「社会主義的民主主義のさらなる展開」の具体的内容の一つとして「社会団体の積極性の向上」があげられていることからわかるとおり、発達した社会主義社会の政治システムにおいては、社会団体の役割もまた増大すると考えられている。しかしそれは、すでに第一章で述べたように、フルシチョフ期の全人民国家論のように国家の弱体化とともに論じられるのではなく、国家組織と社会団体の協力という文脈で論じられる。ルキヤノフが前掲の一九七六年の論文の中で述べているように、「共産主義建設の過程において社会団体と国家組織の相互作用が絶えず改善され、それらの活動がより調整されたものとなっていく」というのである。⁽¹⁶⁾

社会団体の実際の機能については、シャフナザロフが前掲の一九七八年の論文の中で次のように説明している。すなわち、「党の指導のもとで活動しながらも、労働組合、協同組合、コムソモール、婦人団体、民間団体および創作

家同盟は、かなりの独立性をもち、それらによって行なわれる『連結』の機能も、決して上からの指令と下からの要求の伝達に帰着するものではない。一方においてそれらは、党の政策をその成員に知らせ説明し宣伝するとともに、共産主義建設の課題の解決に向けてその成員を組織するが、他方、関係する勤労者の集団の特殊な要求をまとめ上げるとともに、個々の企業および施設における要求、ならびに国家的規模での要求を達成しようとするものである⁽¹⁶⁾。こうした説明は、社会団体をたんに「伝達ベルト」としてとらえるのではなく、「勤労者の集団の特殊な要求」、「個々の企業および施設における要求」を集約し、それらの達成に努めるものとしてとらえている点で、きわめて興味ぶかい。こうした説明においては、社会団体はまさに、イーストンの政治システムのモデルにおける「ゲート・キーパー」としてとらえられているのである。もともと、それとは反対に、「伝達ベルト」論を肯定的に述べている筆者もある。すなわち、ソロヴィヨフとスミルノフの前掲の一九八二年の共同論文は、「社会的利益すなわち労働者階級の目的の実現のために、共産党は、社会主義社会のすべての階級と階層すなわちすべての勤労者を、党から大衆への伝達ベルトであるたくさんの組織をとおして共産主義建設に引き入れる」と述べているのである⁽¹⁷⁾。

いずれにせよ一般には、社会団体は、労働集団とともに勤労者の特殊的利益の集約と表出の機能を遂行すると考えられている。スミルノフ(ソロヴィヨフとの共同論文の筆者とは別人物である)は、国家組織の機能との違いに留意しつつ、前掲の一九八二年の論文で次のように説明している。それぞれの階級、社会階層、社会集団、個人ならびに民族と準民族の政治的およびその他の利益は、主としてソヴェート社会の政治システムの組織構造である国家組織、社会団体、労働集団を通じて実現される。全人民国家の条件のもとでは、国家組織は、何よりもまず全人民の利益の実現の手段となる。社会団体と労働集団は、社会階層と社会集団の特殊な政治的利益を表現する⁽¹⁸⁾。同様にイリインスキーも、前掲の一九八二年の論文において、「ソヴェート社会の政治生活においては、住民の個々の階層の利益も表現される。この利益は、社会生活の個々の領域における全勤労者の利益として、社会団体と労働集団によって表現され

る」⁽¹⁰⁾と述べている。

社会団体の役割ないし機能についてのこのような議論は、第一章で見た、社会主義的民主主義は「住民の多様な集団の多様な」特殊の利益の表出を保障しなければならぬ。この面で社会団体の役割は大きい」というブレジネンの見解を呼応するものではないか。

- (10) ナキモリン『ソ連の憲法論』畑中和夫訳、法律文化社、一九八〇年、四四二頁。
- (11) Конституция СССР. Политико-правовой комментарий. М., 1982, с. 38.
- (12) Диалектика развития советской государственности и Конституция СССР. — Советское государство и право, 1978, No. 4, с. 11.
- (13) См.: Закон Союза Советских Социалистических Республик о трудовых коллективах и повышении их роли в управлении предприятиями, учреждениями, организациями. — Экономическая газета, 1983, No. 26.
- (14) Отчет Центрального Комитета КПСС……, XXV съезд КПСС, указ., с. 98.
- (15) Отчет Центрального Комитета КПСС XXVI съезду……, указ., с. 97.
- (16) Ильинский и Черноголовкин, указ., с. 11-12.
- (17) Там же, с. 12.
- (18) Ильинский И.П. Политическая система советского общества и основные этапы ее развития. — Советское государство и право, 1982, No. 8, с. 126.
- (19) См.: Шевцов В.С. Сушность и основные направления развития политической система советского общества. — В кн.: Политическая система советского общества, ч. I, М., 1980, с. 42.
- (20) Керимов Д.А. Конституция СССР и развитие политико-правовой теории. М., 1979, с. 69.
- (21) Денисов и др., указ., с. 5.
- (22) Конституция СССР. Политико-правовой комментарий, указ., с. 19-20.
- (23) Смирнов, указ., с. 17.
- (24) Ильинский и Черноголовкин, указ., с. 12; Ильинский, указ., с. 126.

- (21) Конституция СССР. Политико-правовой комментарий, указ, с. 20.
- (22) レタリニ、憲法ニ、固一固ク、
- (23) Керимов Д.А., Юзков Л.П. Политическая система советского общества. Понятие, структура, функции. — В кн.: Политическая система советского общества. Киев, 1981, с. 34.
- (24) Денисов и др., указ, с. 6.
- (25) 兼一憲法ニ違フ大憲ニ違フ。Манов Г.Н. Основные черты политической системы развитого социализма. — В кн.: Конституция СССР и дальнейшее развитие государственного управления и теории права. М., 1979, с. 62 憲法ニ、違フ、大憲ニ、違フ、
- (26) レタリニ、憲法ニ、固一固ク、 Керимов, указ, с. 69; Керимов и Юзков, указ, с. 44; Ильинский, указ, с. 127; Конституция СССР. Политико-правовой комментарий, указ, с. 19-20 憲法ニ、固一固ク、
- (27) Политические системы современности, указ, с. 13.
- (28) Шахназаров и Бурлацкий, указ, с. 17.
- (29) См.: Манов, указ, с. 62.
- (30) Косицын А. Народовластие развитого социализма. — Известия, 1977, 15 июля.
- (31) Там же.
- (32) Тихомиров Ю. Развитие демократических основ социалистической государственности. — Партийная жизнь, 1977, No. 15, с. 19.
- (33) Ильинский И. Коммунистическая партия в политической системе развитого социалистического общества. — Партийная жизнь, 1977, No. 17, с. 20.
- (34) Там же, с. 21.
- (35) Лебедев М.П. Партия в политической системе социализма. — Советское государство и право, 1970, No. 2, с. 10.
- (36) Там же, с. 10.
- (37) Украинцев П.П. Партийное руководство и государственное управление. Минск. 1976, с. 73. Сited by Нил, op.

cit., p. 118.

- (63) Ильинский, Коммунистическая партия……, указ, с. 21-22.
- (140) Там же, с. 22.
- (141) Там же, с. 22; Устав Коммунистической партии Советского Союза. М., 1975, с. 37.
- (142) Смирнов, указ, с. 16.
- (143) Косицын А. Общественное государство. Возрастающие его роли как орудия строительства коммунизма. Известия, 1978, 8 октября.
- (144) Денисов и др., указ, с. 4.
- (145) Лукьянов, указ.
- (146) Шахназаров, указ, с. 7.
- (147) Соловьев и Смирнов, указ, с. 14.
- (148) Смирнов, указ, с. 16.
- (149) Ильинский, Политическая система……, указ, с. 127.

むすび

「発達した社会主義社会」の概念は、保守的性格と革新的性格を合わせもったものであると言える。その保守的性格は、何よりもまず、その社会の発展の漸進性と長期性の主張に端的に示されている。この主張は、その社会の発展がドラスティックなものではないということを強調しており、その意味で、現在の各級の行政・経営幹部の地位の保全と既得権益の擁護に一定の保証を与えている。ブレジネフ期を保守的安定の時代と総括できるとすれば、この概念がブレジネフ期のイデオロギーの中核をなしていたのは、まさにこの概念のそうした性格によるのである。

しかし他方、その革新的な性格は、まず第一に、その社会における多様な利益の存在の承認に示されている。多様

な利益の存在の承認は、その政治過程に利益集団が積極的に関与することに門戸を開き、またそのことを正当化することになる。実際、本論で見てきたように、そうした多様な利益の集約と表出のための装置として社会団体や労働集団が位置づけられているのである。次いで第二に、経済の飛躍的な、しかも内包的・質的な発展の原動力である科学・技術革命は、経営・管理の職務のさらなる専門化、高度技術化を推進し、その結果、そのにない手たる新しい階層、いわゆるテクノクラートを造り出す^⑩。彼らは、政策の内容に対する様々な要求を提出し、さらには政策決定過程への参加を要求することになるであろう。

「発達した社会主義社会の政治システム」の概念は、そうした「発達した社会主義社会」の概念の二面的な性格を基本的にもちながら、より学術的な概念として、ソ連の政治研究の基本的枠組としてソ連において独自の意義をもってきた。その最も重要な意義は、政治システムを構成する政治的組織として、国家、社会団体、労働集団とならんで共産党を明確に位置つけたことよって、従来の政治研究においていわばタブーの領域にあった共産党の具体的研究に門戸を開いたことである。ところで、この点に関連して、党は国家組織の業務を代行すべきではないという議論が何を意味するのか今のところ明確ではないが、たとえば、そこに党指導部と国家官僚の対立を想定することも可能であるかも知れない。もちろん、それは今のところ単なる憶測以上のものではない。この問題には、当然、ノメンクラトゥーラ制の研究も大いに関係するであろう。筆者の今後の課題である。

政治システムの議論においては、多様な利益の集約・表出装置としての社会団体の役割の研究が、党の研究とともにわれわれの興味を引く。本論において見てきたように、いわゆる伝導ベルト論の否定が公然となされており、これは社会団体の役割をめぐる革新的議論のいわば一つの象徴である。また、指導部の側からも繰り返されている世論研究の必要性の議論は、党それ自体の径路を通じてはもはや「人民の意志」が集約しきれないということ、すなわち党は全知全能ではないということの告白であるが、その意味で、社会団体を通じての種々の地域的・機能的な利益の集

約とそれの政治過程への関与は、統治する側にとっても重要な意味をもっている。ところで、これに関連して、一般に党は指導的役割をもつものと規定されているが、多様な利益の存在する現在の状況においては、党はまた多様な利益の集約と表出の径路とならねばならず、現にそのような議論があることは、本論で見たとおりである。

発達した社会主義社会に関する議論は、革新派と下級党員・国家官僚をつなぐ革新的連合の理論的支柱ないし行動綱領にもなりうる。東欧の経験は、それらの議論が革新的施策のいわば露払いとなることを示している、という観測もあるが、今のところ、実際にソ連国内に革新派なるものがいかなる実態をもって存在しているか筆者にはわからない。しかしながら、ソ連国内において、一定の批判的ないし現状改革的な見解が、公式の学術文献などに公然と表明されていることは確かな事実である。このことは、指導部にとってもまた必要なことである。彼らもまた、現体制が直面している困難な状況を認識しており、何らかの方法でそれを改善しなければならぬと考えているからである。

本論文において提示してきた議論を通じて見えてくるソ連社会は、いかなる社会であろうか。少なくとも、ソ連は一枚岩の共産党がそのすみずみにまで影響力を浸透させ、少数の指導者が強力なリーダーシップを発揮し、全国民がその示す方向に一丸となって動いていくといったきわめて単純な俗に言うところの「全体主義国家」ではない。とはいえ、ソ連もまた「多元主義」社会であると言ったところで、その概念の内実も明らかであるとはいえない状況では、何の意味もない。ちなみに、ソ連国内では今のところこの概念は、まったく拒否されている。いずれにせよ、われわれにとって、ソ連社会に固有の「党」の研究が、この社会を認識するために最も重要であろう。

(18) この点において、「発達した社会主義社会」の概念とダニエル・ハル(Daniel Hall)の「脱工業社会」論との類似性を指す見解がある。See Hahn, J.W. "Is developed socialism a Soviet version of convergence?" in J. Seroka and M.D. Simon, ed., *Developed socialism in the Soviet bloc: political theory and political reality* (Boulder, Colorado: Westview Press, 1982), p. 26.

(19) See Kelley, D.R. "Developed socialism: a political formula for the Brezhnev era," *ibid.*, pp. 11-12.